

高知市福寿園サウンディング型市場調査委託業務仕様書

1 業務名

高知市福寿園サウンディング型市場調査委託業務（以下「本業務」という。）

2 施設概要 別紙「高知市福寿園土地及び建物の概要」を参照

3 委託期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

4 業務内容

(1) 対象施設に関する現状の整理及び課題の抽出

高知市福寿園（以下「福寿園」という。）の現状を把握し、具体的に想定される課題及び在り方の検討をする。

(2) 類似事例の分析

福寿園に類似又は同規模の施設における公設民営方式を採用している事例又は民設民営方式を採用している事例等その他参考事例の整理、分析を行う。また、実現の可能性を検討し、必要に応じて参考となる事例のヒアリングや視察を実施する。

(3) 指定管理者制度等公設民営方式を採用する場合の基本的な方向性や具体的手法の提案

(1)(2)を踏まえ、公設民営方式を採用する場合の基本的な方向性や具体的手法を整理する。

(4) 民間移譲等民設民営方式を採用する場合の基本的な方向性や具体的手法の提案

(1)(2)を踏まえ、民設民営方式を採用する場合の基本的な方向性や具体的手法を整理する。

(5) サウンディング型市場調査

(1)から(4)で検討した手法の実現性や事業者の参入可能性等を検討するため、民間事業者に対して、以下の点に留意して、サウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）を実施することとし、各手法への民間事業者の参入可能性、採算性や適切なコスト分担、スケジュール、課題等を整理すること。

【調査の実施方法】

ア 事前調査の実施

本調査の対象とする民間事業者に対し、アンケート調査を実施し、対話に参加する可能性等を把握する。

イ サウンディング型市場調査

参加を希望する民間事業者に対し、原則として1者ごとに対面方式等により実施する。

ウ 事後調査

イの実施後、サウンディング型市場調査の参加を希望する民間事業者やその他参入の可能性が高いと見込まれる2以上の民間事業者を対象に個別ヒアリングを実施する。なお、

原則として、1者ごとに対面方式等により実施する。

エ 本調査の対象とする民間事業者の選定やスケジュール等については、事前に高知市（以下「本市」という。）と協議すること。

(6) 調査業務における検討・実施内容

ア 前提条件の整理

(3)(4)で検討した基本的な方向性や具体的手法等に関する関係法令や諸制度、本市又は民間事業者が受けることが可能な補助金や交付金、税制優遇等の支援措置について整理する。

イ 事業手法の整理

(3)(4)で検討した基本的な方向性や具体的手法等について、それぞれの特徴やメリット・デメリット及び本市が将来負担すると想定されるコストの試算等を整理する。

(7) 業務完了報告書（以下「報告書」という。）の作成

(8) その他本業務に必要となる業務

5 成果品の提出

(1) 報告書 70部（A4判）

(2) 報告書、参考資料を記録した電子データ（CD又はDVD） 1式

6 成果品提出期限

令和6年10月31日（木）

7 定期報告について

本業務の進行状況等について、2か月に1回程度来庁し、報告すること。また必要に応じて、適宜打合せを行うこと。

8 統括責任者及び担当者について

本業務における統括責任者及び担当者については、以下の要件を満たすこと。

(1) 統括責任者及び担当者は、受託者の社員を配置すること。なお、高知市福寿園サウンディング型市場調査委託業務公募型プロポーザル募集要領7提出書類作成要領(1)提出書類イ業務の実施体制（様式第7号）に記載した統括責任者及び担当者は、原則として契約時において変更できないものとする。

(2) 統括責任者は、全体業務統括として、本業務に類似する官民連携業務に係る調査検討の業務（※）を完了した実績を有すること。

※ 公共施設の整備又は管理運営に関する官民連携手法の導入可能性検討調査のうち、官民対話の支援を含むもの。

9 その他

- (1) 本業務に当たっては、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）をはじめとした関係法令等の規定が適用されることを十分に踏まえて進めること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、業務着手前に工程表を提出し、業務の工程を明確にすること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、十分な業務遂行能力を有する、適正な人員と体制を確保すること。業務の各過程において、本市と十分に協議を行い、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (4) 本市は、業務に必要な本市が保有する資料を受託者に貸与する。
- (5) 本業務の実施により発生した成果物の所有権及び著作権は、本市に帰属するものとする。
- (6) 守秘義務として、本業務に当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とし、第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (7) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。

10 本業務に関連する計画等（参考資料）

- (1) 高知市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度～ 5 年度）
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/189/koureisyakeikaku-r3-5.html>
※令和 6 年 4 月公表の高知市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度～ 8 年度）を併せて確認すること。
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/189/koureisyakeikaku-r6-8.html>
- (2) 2021 高知市公共施設マネジメント基本計画
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/177/kihonkeikaku2021.html>
- (3) 高知市公共施設長期保全計画
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/177/tyoukihozen.html>
- (4) 指定管理者制度対応方針
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/4/siteikannridonyu26.html>